

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成29年12月11日開会

熊本県南小国町

平成29年度南小国町農業委員会12月総会

1. 開催日時 平成29年12月11日(月)午前10時00分から午前10時30分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (8人)

2番 佐藤 省市 委員	4番 下城 孔志郎 委員
5番 佐藤 竹良 委員	6番 村上 文秋 委員
7番 河津 篤 委員	8番 北里 丈夫 委員
9番 穴井 堅 委員	10番 武田 時吉 委員
4. 欠席委員 (2人)

1番 杉 安申 歳 委員
3番 松 崎 久美子 委員
5. 会議録署名委員の指名 (2番委員、4番委員)
6. 議案第 23 号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について
7. 議案第 号 その他
8. 職務のため議場に出席した事務職員(3名)

事務局 長 本田 圭一郎
事務局 職員 佐藤 亮
農林課 嘱託 家入 節子

○会長

改めておはようございます。

それでは12月の農業委員会総会をただ今から行います。

本日は2名の方が、1番の杉安申歳さん、3番の松崎久美子さんが欠席となっております。

過半数来ておりますので、総会は成立しております。

それでは日程第1の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

2番 佐藤省市委員、4番 下城孔志郎委員にお願いいたします。

議案第23号 平成29年南小国町農用地

利用集積計画の決定について

続きまして日程第2の「議案第23号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページ目をお願いいたします。

【議案第23号 平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】

以降、申し訳ございませんけど、担当職員佐藤のほうからご説明を申し上げます。

○事務局

はい。それでは説明をさせていただきます。

職員

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は9件でございます。

それでは2ページをお願いいたします。

受付コード29022 登録区分は新規です。

利用権の設定を受ける者 ○ ○○氏。南小国町赤馬場○○○○番地○。
利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町大字赤馬場○○○○番地。
利用権を設定する土地は大字赤馬場杉田1781番地1。現況地目は田で、面積が1,584㎡です。借り受け目的は菊芋栽培に供するためです。設定する権利の種類は、期間は平成29年11月1日から平成34年10月31日までの5ヶ年となっております。賃借料は1筆当たり10,000円となっております。利用権の設定を受ける○ ○○氏の農業経営状況ですが、年齢が60歳。農作業従事日数150日。他詳細はそこに記載されているとおりです。

続きまして3ページをご覧ください。

受付コード29023 登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町中原○○○○番地。利用

権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町中原○○○○番地。利用権を設定する土地ですが、中原池田1173番地。現況地目 田。面積1,499㎡。利用権の設定を受ける内容ですけれども、水稻となっております。利用権を設定する期間ですけれども、平成29年12月1日から平成34年11月30日までの5ヶ年となっております。賃借料は1筆当り玄米150kgとなっております。続いて中原松ノ木2243番地及び2245番地。現況地目は共に田で面積が1,878㎡と1,612㎡。利用目的は水稻となっております。利用権を設定する期間ですけれども、平成29年12月1日から平成34年11月30日までの5ヶ年となっております。

賃借料等ですけれども、2筆で30,000円と玄米60kgとなっております。利用権の設定等を受ける者の状況等としまして、○○○○氏。年齢が77歳。農業従事日数280日となっております。その他詳細は以下のとおりです。

年齢が77歳となっておりますが、事務局のほうで確認させていただきたいと思えます。

続きまして4ページをご覧ください。

受付コード29024 登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町中原○○○○番地。利用権の設定をする者 ○○ ○氏。南小国町中原○○○○の○。利用権を設定する土地としまして、中原松ノ木2201番地。現況地目は田。面積2,239㎡。利用内容は水稻となっております。利用権を設定する期間は平成29年12月1日から平成34年11月30日までの5ヶ年となっております。賃借料等ですが、1筆当り玄米240kgとなっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営状況としまして、○○○○氏。年齢が77歳。農業従事日数280日となっております。その他詳細は以下のとおりです。

続きまして次のページをご覧ください。

受付コード29025 登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 ○○ ○氏。南小国町満願寺○○○○番地。利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町満願寺○○○○番地。利用権を設定する土地としまして、満願寺蕨迫3957番地1。2958番地。2974番地。又2962番地となっております。現況地目はすべて田となっております。面積はそれぞれ1,345㎡。1,709㎡。433㎡。26㎡となっております。利用内容はすべて水稻となっております。利用権を設定する期間は平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3ヶ年となっております。賃借料等ですが、1筆当り45kgとなっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営状況としまして、○○ ○氏。年齢67歳。農作業従事日数180日となっております。詳細は以下のとおりです。

次のページをお願いいたします

受付コード29026 登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町満願寺○○○番地○。

利用権の設定をする者 ○○○○ ○○○○氏。南小国町満願寺○○○番地。利用権を設定する土地としまして、満願寺手形野317番地2及び324番地となっております。現況地目は共に田で、面積はそれぞれ1, 184㎡。1, 266㎡。利用内容は水稻となっております。利用権を設定する期間ですが、平成30年2月6日から平成35年2月5日までの5ヶ年となっております。賃借料等ですが2筆で現物180kgとなっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、○○○○氏。年齢58歳。農作業従事日数300日。詳細は以下のとおりです。

次のページをお願いいたします。

受付コード29027 登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町満願寺○○○○番地。

利用権の設定をする者 ○○○○○氏。南小国町満願寺○○○○番地。利用権を設定する土地としまして、満願寺西吉原4900番地。現況地目は田で、面積300㎡。利用内容は水稻となっております。利用権を設定する期間ですが平成29年7月3日から平成32年3月31日までの2.5ヶ年となっており、賃借料等は1筆当り60kgとなっております。同じく満願寺柳ノ本4916番地。及び4917番地。現況地目は田となっており、それぞれ面積は654㎡。6, 803㎡となっており、利用内容は共に水稻となっております。利用権を設定する期間は平成29年7月3日から平成32年3月31日までの2.5ヶ年となっております。賃借料等は1筆当り60kgとなっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等ですが、○○○○氏。65歳。農作業従事日数は240日。詳細は以下のとおりです。

次のページをお願いいたします。

受付コード29028 登録区分は再設定です。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町中原○○○○番地○。

利用権の設定をする者 ○○○○○氏。南小国町中原○○○番地。利用権を設定する土地としまして、中原下夕田243番地。265番地1。265番地2。現況地目は共に田となっております。面積はそれぞれ1, 505㎡。539㎡。2, 500㎡。利用内容はすべて水稻となっております。利用権を設定する期間ですが、平成29年8月1日から平成34年7月31日までの5ヶ年となっております。賃借料等ですが反当り18, 000円となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況としまして、○○○氏。47歳。農作業従事日数250日となっております。詳細は以下のとおりです。

次のページをお願いいたします。

受付コード29031 登録区分は再設定です。

利用権の設定等を受ける者 ○○○○氏。南小国町満願寺○○○○番地。
利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町満願寺○○○○番地。利用権を設定する土地としまして、満願寺赤谷6844番地2。現況地目は田で、面積は6,049㎡となっております。利用内容は水稲となっております。利用権を設定する期間としまして、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、○○○○氏。年齢55歳。農作業従事日数150日となっております。詳細は以下のとおりです。

次のページをお願いいたします。

受付コード29032 登録区分は再設定です。

利用権の設定等を受ける者 ○○○○○氏。南小国町中原○○○○番地。
利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町中原○○○○番地。利用権を設定する土地は中原芹原4996番地1の2の3。現況地目が田で面積が1,252㎡。利用内容は水稲となっております。設定する利用権の期間ですが、平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間となっております。続いて中原の石佛5000番地。現況地目が田。面積が200㎡。利用内容はソルガムとなっております。利用権を設定する期間が平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間となっております。続いて中原向田5107番地1。及び5121・5122番地。現況地目は記載がございませんけど、こちらは田となっております。面積が2,233㎡及び1,628㎡。利用内容は水稲と野菜となっております。設定する利用権の期間ですけれども平成29年12月1日から平成39年11月30日までの10年間となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして○○○○○氏。年齢57歳。農作業従事日数250日となっております。詳細は以下のとおりです。

以上9件すべて農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしているものと考えられます。

これで事務局からの説明を終わります。

(事務局長手をあげる)

事務局長

○会長

○事務局長

すみません先ほどご指摘をいただきました3ページ、4ページにおきます利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等につきまして、○○○○様は年齢67歳で訂正をお願いいたします。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。今回提案が9件になっておりますけど、質問等ございませんでしょうか。

質問がないようでありましたら、私のほうからですけど、書類の整備をちゃんとしていただきたいんですけど、説明の時にはですね利用権設定ですか

ら利用権の種類はですね言っていたきたいと思うんですよね。7件については賃借権だと思いますけど、6ページのところについてはですね、そこも記載がないですね。6ページと7ページもないから。そこは1番でよろしいわけですか。

(事務局長手をあげる)

はい。事務局長。

○事務局長

すみません。6ページについて利用権についてはすべて賃借権となっております。続きまして7ページにつきましても、すべて賃借権という形になっております。続く8ページの2行目、3行目におきましても、上段の記載の内容とすべて同じでありまして、同じく賃借権というふうになっております。失礼いたしました。そういう形でよろしく願いたします。

○会長

他に質問ございませんでしょうか。

もう一つ補足。

利用権を設定する土地のB以外の権利権限者等という項目について、記載しないでいい人が2箇所ありますね。5ページの〇〇〇〇さんのところは本人以外の人をここは書くようになっているから、今から書類を受け付けるときには、それからもう一人〇〇〇〇〇さん。8ページも。書類を受け付けるときには確認してください。ここは受ける人以外を書く欄ですから。

何か質問ございませんでしょうか。

質問ございませんか。

(ありません。の声あり)

ないというようなご意見でありますので、採決に移りたいと思います。

平成29年南小国町農用地利用集積計画の決定について、提案9件について決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、このとおりに決定することにいたします。

この件につきましては、南小国町町長へ報告をいたします。

それでは、その他ということですけど何かございませんでしょうか。

ないようでありますので、本日の総会はこれで終わります。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成29年12月11日

南小国町農業委員会会長

署名委員 2番委員

署名委員 4番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚